

大規模小売店舗の届出について市町村から聴取した意見に関する公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第8条第1項の規定により南九州市長から次のとおり意見を聴取したので、当該意見を令和4年3月4日から1月間、鹿児島県商工労働水産部商工政策課及び南薩地域振興局総務企画部において縦覧に供する。

令和4年3月4日

鹿児島県知事 塩田康一

1 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地

スーパードラッグコスモス川辺店

南九州市川辺町田部田字井料前6559番 外15筆

2 意見の対象となった届出及び届出年月日

法第6条第1項及び第2項の規定による届出事項の変更に関する届出

令和3年7月13日

3 意見の概要

(1) 交通関係

来店者をはじめ周辺地域を通行する歩行者等の交通安全の確保や付近道路交通への支障回避など、交通安全対策に万全を期すること。

(2) 環境保全関係

騒音、振動その他公害防止関係法令を遵守し、周辺地域の自然環境を損ねることがないように十分留意すること。また、周辺住民等から苦情等が寄せられた場合は、責任を持って対処すること。